



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 2 日 (火)
第 8 4 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (259) (福祉保健課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (260) (障がい福祉課) 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (261) (〃) 2
	建築士法による指定登録機関の変更の届出 (262) (住宅政策課) 3
	建築士法による指定事務所登録機関の変更の届出 (263) (〃) 3
	森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (264) (林政企画課) 3
	保安林の指定の解除予定 (265) (森林づくり推進課) 7
	基本測量の終了 (2件) (266・267) (技術企画課) 8
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (268) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (269) (会計指導課) 9
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (9) 9
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 9
◇ 雑 報	平成25年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 12

告 示

鳥取県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森下 一美	鳥取市南町450	もりいち鍼灸接骨院	鳥取市南町450	平成25年3月28日

鳥取県告示第260号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
耳鼻咽喉科、頭頸部外科	聴覚又は平衡機能障害	國本 泰臣	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
消化器外科	小腸機能障害	西江 浩	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	谷口 健次郎	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院

鳥取県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	育成医療、更生医療	平成25年4月1日
有限会社北斗 代表取締役 中塩 友一	倉吉市新町三丁目1177-1	北斗薬局住吉店	倉吉市住吉町58-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第262号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称
変更前 社団法人鳥取県建築士会
変更後 一般社団法人鳥取県建築士会
- 2 変更年月日
平成25年 4 月 1 日

鳥取県告示第263号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定事務所登録機関の名称
変更前 社団法人鳥取県建築士事務所協会
変更後 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
- 2 変更年月日
平成25年 4 月 1 日

鳥取県告示第264号

平成25年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成25年 4 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

- (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
- (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
- (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
- (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
- ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
- イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
- ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
- エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
- オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
- カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
- (8) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。
- なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
- ア いずれかの入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- イ いずれかの入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- ウ いずれかの入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札者の代表取締役」を「いずれかの入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書（別記様式）
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2 回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 129 条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
- なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1 に掲げる条件を具備する入札参加者が 1 者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
- ア 入札保証金
- 入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。
- なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- (ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 入札参加有資格者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

別記様式

森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名 _____

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

代表者職・氏名



電話番号・FAX 番号

1. 配置予定専門技術者の氏名

2. 配置予定現場代理人の氏名

鳥取県告示第265号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字川上字平七谷217の26、217の27
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡大山町及び南部町並びに日野郡日南町
3 終了年月日 平成25年2月28日

鳥取県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量作業（精密測地網高度地域基準点測量新ジオインド・モデル制度評価）
2 作業地域 鳥取市、八頭郡智頭町及び日野郡日南町
3 終了年月日 平成25年2月28日

鳥取県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人共生会	米子市皆生温泉四丁目12-12	ワークセンターほほえみ	米子市彦名町2028	就労継続支援B型	平成25年4月1日
特定非営利活動法人大地	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	いちごの広場	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	〃	〃

鳥取県告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第249号の規定に基づき徴収する漁業許可手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課
係長 難波 克典

3 委任期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																					
1 略		1 略																					
2 老人ホーム		2 老人ホーム																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスすこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷165-1</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホームきたやま</td> <td>八頭郡八頭町北山159-1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165-1	小規模特別養護老人ホームきたやま	八頭郡八頭町北山159-1	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスすこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷165-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165-1			略		
施設名	所在地																						
略																							
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165-1																						
小規模特別養護老人ホームきたやま	八頭郡八頭町北山159-1																						
略																							
施設名	所在地																						
略																							
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165-1																						
略																							
3・4 略		3・4 略																					

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 2 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成25年 7 月 19 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
 - (2) 実技試験
平成25年 9 月 28 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成25年 6 月 10 日（月）から同月 14 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるものであることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年國家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 25 年 4 月 2 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2 級

2 実施日時

- (1) 学科試験
平成 25 年 7 月 19 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
- (2) 実技試験
平成 25 年 9 月 7 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 名程度

5 検定の内容

- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 乗客等の接遇に関すること。
- エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- オ 空港に関すること。
- カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成25年6月10日（月）から同月14日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成25年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成25年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成25年4月2日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第 1 回	甲種、乙種、 丙種	平成25年 6 月 16 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成25年 4 月 12 日 (金) から同月 26 日 (金) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉未来中心 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成25年 4 月 9 日 (火) 午前 9 時から同月 23 日 (火) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種、乙種、 丙種	平成25年 10 月 13 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成25年 8 月 23 日 (金) から同年 9 月 6 日 (金) まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子 申請	平成25年 8 月 20 日 (火) 午前 9 時から同年 9 月 3 日 (火) 午後 5 時まで	
第 3 回	甲種、乙種、 丙種	平成25年 10 月 20 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成25年 8 月 23 日 (金) から同年 9 月 6 日 (金) まで	鳥取県庁 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成25年 8 月 20 日 (火) 午前 9 時から同年 9 月 3 日 (火) 午後 5 時まで	
第 4 回	乙種	平成26年 2 月 9 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成25年 11 月 28 日 (木) から同年 12 月 12 日 (木) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉体育文化会館 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成25年 11 月 25 日 (月) 午前 9 時から同年 12 月 9 日 (月) 午後 5 時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第 1 回	甲種 (特類、 1 類 ~ 5 類)、乙種 (1 類 ~ 7 類)	平成25年 8 月 4 日 (日) 午前 9 時 30 分から	書面 申請	平成25年 6 月 13 日 (木) から同月 27 日 (木) まで	鳥取県庁 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成25年 6 月 10 日 (月) 午前 9 時から同月 24 日 (月) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種 (1 類、 4 類)、乙種 (1 類、4 類、6 類、7 類)	平成25年 11 月 24 日 (日) 午前 9 時 30 分から	書面 申請	平成25年 9 月 26 日 (木) から同年 10 月 10 日 (木) まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子 申請	平成25年 9 月 23 日 (月) 午前 9 時から同年 10 月 7 日 (月) 午後 5 時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8 階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものにより受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
倉吉市駄経寺町212-5	鳥取県立倉吉未来中心
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町294	鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること。

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389（平日午前9時から午後5時まで）

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）（平日午前9時から午後5時まで）

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課及び各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。